第 2 2 号議案

令和7年度吉田町介護保険事業特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定に基づき、 令和7年度吉田町介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

吉田町長 田 村 典 彦

令和7年度吉田町介護保険事業特別会計予算

令和7年度吉田町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,324,165千円と 定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予 算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の 規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次 のとおりと定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 3 月 3 日提出

吉田町長 田 村 典 彦